

第3版

袖ヶ浦さつき台病院

個人情報保護規程

(目的)

第1条 本規定は医療法人社団さつき会袖ヶ浦さつき台病院が患者様及び職員等の個人情報について収集し、又利用する場合の措置及び手続きについて定め、その適正な管理及び保護を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 本規定で用いる用語の定義は次の通りとする。

- ・ 患者とは病院の外来受診者及び入院患者をいう。
- ・ 職員等とは役員、一般職員、非常勤職員等(嘱託、契約、パート、派遣、ボランティア、研修生、実習生、その他病院長が指定するものを含む)の従業員など、病院の業務に従事する者及び病院の採用募集に応募してきた者並びに退職者をいう。
- ・ 個人情報とは生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日、その他の記述等により特定の個人を識別出来るもの(他の情報を容易に照合することが出来、それにより特定の個人を識別出来るものを含む)をいい、具体的には以下の情報等が該当する。
 - ① 診察に係る診療録やX線フィルムなどその他病状が表示された一切の書類及び記録
 - ② 職員名簿
 - ③ 人事考課や職種・肩書きなどの雇用管理情報
 - ④ 各人の健康情報
 - ⑤ 所得税などの公租公課に関する情報
 - ⑥ 各人の財産に関する情報
 - ⑦ 本人の写真など個人が識別出来る映像情報
 - ⑧ 特定の個人を識別できるメールアドレス情報
 - ⑨ その他病院が所有する個人のプライバシーに関する情報

(守秘義務)

第3条 職員等は在職中はもとより退職後であっても病院の収集・保管する個人情報を第三者に開示したり、漏洩してはならない。

(個人データ管理)

第4条 病院は患者及び職員等の個人情報を適切に管理する為、個人データ管理責任者を選任する。選任された個人データ管理責任者は、個人情報の漏洩、紛失、破壊、改ざんなどに関し、適切な安全管理対策を講じるとともに本規定に定めるところにより適切に個人情報を収集・利用・保管する為、職員等に対する教育、規定の周知徹底等実践する責務を負う。

(個人情報の収集及び取得の原則)

第5条 職員等から個人情報を収集・取得する場合には、あらかじめ利用目的を特定し、本人に明示した上で、その了承を得て行う。又、個人情報の収集・取得については、雇用管理上又は医療上必要最小限とする。

(目的外利用)

第6条 個人情報をあらかじめ明示した目的以外の目的に利用する場合は、本人に説明の上その同意を得るものとする。

(第三者への提供)

第7条 個人情報を第三者へ提供する場合は、提出先、提供する範囲などを説明の上、事前に本人の同意を得るものとする。

(個人情報の消去・廃棄)

第8条 利用目的が終了した個人情報は、可能な限りシュレッダー等により復元できない状態にした後に廃棄を行なう。又は情報をまとめ密封した上で指定処理業者へ廃棄依頼する。収集場所は施錠管理とする。

(個人情報の持出し)

第9条 職員等は病院の許可無く個人情報データ、または個人情報データが保存されているハードウエア等を病院外に持ち出してはならない。

(個人情報の開示、訂正、削除)

第10条 職員等は個人データ管理責任者に対し、自己の個人情報に関し、開示、訂正又は削除を求めることが出来る。個人データ管理責任者は、合理的な理由などから職員等の求めが正当、適切であると判断される場合には原則として当該情報を開示、訂正、削除を行うこと。患者個人情報に関しては診療録開示規定を適用すること。

(個人情報の漏洩時の対応)

第11条 病院は個人情報漏洩時には直ちにその報告をうけ、対策本部を設け調査を行うこと。調査を受け今後の方針を決定・実施すると共に再発防止に努めること。

(苦情・相談)

第12条 病院は、職員等の個人情報に関する苦情、相談、質問を受け付ける為、事務部に担当窓口を設置する。苦情・相談担当は当該事項が発生した場合は、その内容を聴取し希望を考慮したうえで適切に対応する。

(制裁)

第13条 職員が重大な過失のもと本規定に違反し、問題が発生した場合は就業規則第48条、第49条に基づき処するものとする。

(準用)

第14条 本規定に定めのない事項については個人情報保護法を準用するものとする。

平成17年4月1日 第1版
令和2年10月31日 第2版
令和3年8月31日 第3版